

# 日本水上スキー・ウエイクボード連盟

## 処分規程

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条（目的）

本規程は、本連盟における禁止行為に対する処分の内容及び手続を明確化し、処分の公正性・透明性・予見可能性を確保するとともに、再発防止及び競技秩序の維持を図ることを目的とする。

#### 第 2 条（適用範囲）

本規程は、次の各号に掲げる者（以下「対象者」という。）に適用する。

- (1) 会員（個人・団体）及びその役職員
- (2) 役職員倫理規程第 2 条に定義する役職員等
- (3) 選手の権利保護に関する規程第 2 条に定義する選手等
- (4) 指導者、審判員、強化スタッフ、ボランティアその他本連盟の事業に従事又は関与する者

#### 第 3 条（定義）

本規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「禁止行為」とは、第 6 条に定める行為をいう。
- (2) 「委員会」とは、コンプライアンス委員会規程に基づき設置されるコンプライアンス委員会をいう。
- (3) 「窓口」とは、通報相談処理規程に基づき本連盟が指定する通報・相談窓口をいう。
- (4) 「処分機関」とは、第 11 条に定める理事会をいう。ただし、会員の除名（定款第 11 条）又は役員（理事・監事）の解任（定款第 17 条）その他法令又は定款に

より総会の議決を要する事項については、総会を処分機関とする。

(5) 「調査機関」とは、コンプライアンス委員会規程に基づき設置されるコンプライアンス委員会をいう。

#### **第4条（他の規程との関係）**

1 本規程は処分制度の基本事項を定め、通報、調査、是正、情報管理、選手選考・権利保護、利益相反管理等の運用詳細は、通報相談処理規程、コンプライアンス規程、役職員倫理規程、利益相反規程、代表選手選考規程、選手の権利保護に関する規程その他の関係規程（以下「関係規程」という。）による。

2 本規程と関係規程が抵触する場合は、手続を定める関係規程を優先する。ただし、本規程の目的に反しないよう解釈・運用しなければならない。

### **第2章 基本原則**

#### **第5条（適正手続・中立性・専門性）**

1 処分は、禁止行為の明確な根拠、事実認定の合理性、処分の相当性に基づき、適正手続により行う。

2 処分審査は、中立性及び専門性を有する者により行われなければならない。

3 対象者には、弁明及び証拠提出の機会を付与する。

### **第3章 禁止行為・処分内容**

#### **第6条（禁止行為）**

禁止行為は、次の各号のとおりとする。

(1) 法令、定款、関係規程又は国際競技規則等に違反する行為

(2) ハラスメント、差別、暴力、体罰、威圧、報復等、人権侵害又は安全を害する行為

(3) 会計不正、補助金・助成金等の不適正利用、背任・横領その他の不正行為

(4) 選考、強化指定、審判、委員選任、表彰・懲罰等における不公正又は利益相反の未申告・不適切関与

(5) ドーピング、八百長、競技の公正を害する行為

(6) 本連盟の信用を著しく毀損し、又は競技秩序を重大に乱す行為

## 第7条（処分の種類）

処分は、違反行為の重大性、影響、故意過失、再発可能性、是正状況等を考慮し、次の各号の範囲で科す。

(1) 口頭又は書面による注意・指導

(2) 戒告

(3) 譴責

(4) 資格停止（一定期間の職務停止、出場停止、登録停止等）

(5) 登録抹消

(6) 除名（会員に対しては定款所定の手続による）

(7) 役職解任（役員に対しては法令・定款に従い總會手続を含む）

(8) その他理事会が必要かつ相当と認める措置（研修受講、再発防止措置等）

## 第4章 調査・審査・決定

### 第8条（端緒・受付）

1 禁止行為の疑いは、窓口への通報、委員会への相談、又は理事会・事務局への申出等により把握する。

2 通報者及び調査協力者に対する不利益取扱いは、通報相談処理規程に従い禁止する。

### 第9条（調査機関）

1 調査は、原則として委員会が行う。ただし、委員会に利害関係がある場合その他

中立性確保のため必要がある場合、理事会は外部有識者を含む調査担当者を指定することができる。

2 調査担当者は、当該事案に利害関係を有する者又は関与した者であってはならない。

3 調査にあたり、対象者に対し、可能な範囲で事案の概要を通知し、弁明及び資料提出の機会を与える。

#### **第 10 条（懲罰パネルの設置）**

1 本連盟は、事案の重大性、専門性又は中立性確保の必要性に鑑み、理事会の決議により、懲罰パネル（以下「パネル」という。）を設置することができる。

2 パネルは、3名以上で構成し、うち1名以上は外部有識者（弁護士等）とする。

3 パネル構成員は、当該事案に利害関係を有する者又は関与した者であってはならず、原則として調査担当者と兼任しない。

4 パネルは、調査結果を踏まえ、禁止行為該当性、処分の相当性及び再発防止措置等について審査し、理由を付して理事会に意見（勧告）を提出する。

5 パネルの運営その他必要事項は、理事会が別に定める。

#### **第 11 条（処分審査・決定）**

1 理事会は、第 9 条の調査結果及び前条のパネルを設置した場合はその意見を踏まえ、禁止行為該当性及び処分内容を審議し、理由を付して決定する。

2 理事会は、パネルの意見を尊重し、これと異なる決定をする場合は、その理由を議事録に明記する。

3 会員の除名又は役員解任等、法令・定款上、総会決議を要する事項については、理事会は当該手続を行う。

4 処分の審査・決定に関与する者は利害関係を有してはならず、利害関係者は審査・決定から除外され、その旨を議事録に記載する。

## **第 12 条（通知・理由の告知）**

- 1 処分結果は、対象者に対し、書面（電磁的記録を含む。）により通知する。
- 2 通知には、処分の内容、理由、主要な認定事実、手続の経過及び可能な範囲で認定根拠（証拠の概要）を記載する。

## **第 13 条（公表）**

- 1 本連盟は、対象者のプライバシーに配慮した上で、処分結果の公表基準を別に定め、これに従って公表の有無及び公表内容を決定する。
- 2 公表を行う場合、匿名化その他必要な措置を講じる。

## **第 14 条（記録・保存・点検）**

- 1 本連盟は、申立て、調査、審査、決定、通知、公表等に関する記録を作成し、適切に保存する。
- 2 本規程の運用状況は、毎事業年度、監事及び委員会が点検し、必要に応じて理事会に改善提言を行う。
- 3 本連盟は、外部の中立的かつ専門的な第三者による運用確認を定期的に受けるよう努める。

## **第 5 章 紛争解決（自動応諾条項・通知）**

### **第 15 条（自動応諾条項）**

- 1 本連盟の懲罰処分その他本連盟の決定に関する紛争は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の「スポーツ仲裁規則」に従うスポーツ仲裁により解決されるものとし、本連盟はこれに自動的に応諾する。
- 2 自動応諾条項の対象は、不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含む本連盟のあらゆる決定を広く含む。

3 申立期間その他の手続上の制限について、合理的でない制限を設けない。

#### **第 16 条（通知義務）**

1 本連盟は、処分結果を通知する際、対象者に対し、JSAA によるスポーツ仲裁の利用が可能である旨及びその方法、手続期限等を記載した書面を交付する。

2 本連盟は、必要に応じて、JSAA 制度の案内をウェブサイト等で周知する。

### **第 6 章 周知・改廃**

#### **第 17 条（周知）**

本規程は、本連盟ウェブサイト等を通じて周知する。

#### **第 18 条（改廃）**

本規程は、法令、ガバナンスコード及び運用状況を踏まえ、理事会の決議により改廃する。

#### **附則**

本規程は、2025 年 10 月 1 日から施行する。